春日市立春日南中学校　令和５・６・７年度福岡県重点課題研究
の方向性と生徒指導提要概要

＜研究内容＞「生徒指導提要（改訂版）の内容を踏まえた教育活動

1　重点課題設定の理由

○ 国の動向から

令和４年 11 月に生徒指導提要が改訂された。その中では**「生徒指導は学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つもの」**とされている。なお、生徒指導の実践上の 4 視点を、**「自己存在感を感受できるような配慮」、「共感的な人間関係の育成」、「自己決定の場の提供」及び「安全・安心な風土の醸成」**として明記している。また、**生徒指導を「発達支持的生徒指導」、「課題予防的生徒指導」及び「困難課題対応的生徒指導の３分類**とした。**特に「発達支持的生徒指導」では、日々の教職員の児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、授業、行事等を通した個と集団への働きかけ大切とされている。**これらのことを踏まえ、改訂版「生徒指導提要」の内容を踏まえた教育活動を行うことが望まれている。

○ 本県の実態から

令和３年 12 月に策定した**「福岡県不登校児童生徒支援グランドデザイン」では不登校を生まない学校づくりのキーワードは、「居場所づくりと絆づくり」**であり、その内容については改訂版「生徒指導提要」に盛りこまれている。改訂版「生徒指導提要」の内容を踏まえた教育活動を行うことで、不登校を生まない学校づくりの在り方を究明することは本県としても喫緊の課題である。

2　研究の目標

「生徒指導提要（改訂版）」の内容を踏まえた教育活動に関する実践的研究を通して、**「居場所づくりと絆づくり」**を大切にした不登校を生まない学校づくりの在り方を究明する。

3　研究の内容

視点１　安全・安心な風土の醸成（居場所づくりと絆づくり）

○互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活を送れるような指導のポイント

視点 2　ＩＣＴやＦＦ調査等を活用した個々の状況把握とその状況に応じた支援

○データを用いた生徒指導と悩みや不安を抱える児童生徒の早期発見・対応のポイント

視点 3　「発達支持的生徒指導」を推進する生徒指導体制の構築

○教職員が共通理解・共通実践する全ての児童生徒の発達を支える働きかけのポイント

4　研究主題について

「居場所づくり」と「絆づくり」の一体的な充実を目指す学校づくり

—なんちゅうメソッドの構築を通して—

不登校を未然に防止する生徒指導体制の確立

—ＢＰＳモデルとＦＦ調査を活用した教育相談の充実を通して—

不登校を生まないウェルビーイングな学校づくり

—「居場所づくり」と「絆づくり」の充実を通して—

＜私見＞中段は教育相談が研究の中心になっている。下段はウェルビーングの様々な定義に基づいた教育活動を推進する必要がある。上段は教育課程全体で推進可能な研究テーマとなっている。その他でよりよいテーマがあればぜひ積極的に提示してほしい。ポイントは「教師の生徒理解に基づく居場所づくり」と「生徒が主体的な充実を目指す絆づくり」等であり、結果として不登校の未然防止に繋がる研究テーマであることが望ましい。

5　校内研究推進体制について

校内研究組織体制の運営方針は以下の通りとする。

①「3 む（むり・むだ・むら）の打破」

②フットワークが効く最少人数で推進するプロジェクトチームの組織化

③原則として、春日南中が現在実践していることを整理しながら推進する

新規として「ＦＦ調査」や「ＢＰＳモデル」の活用、「ステーション授業」、「セルフ学習」を 3 年間で研究実践していく。

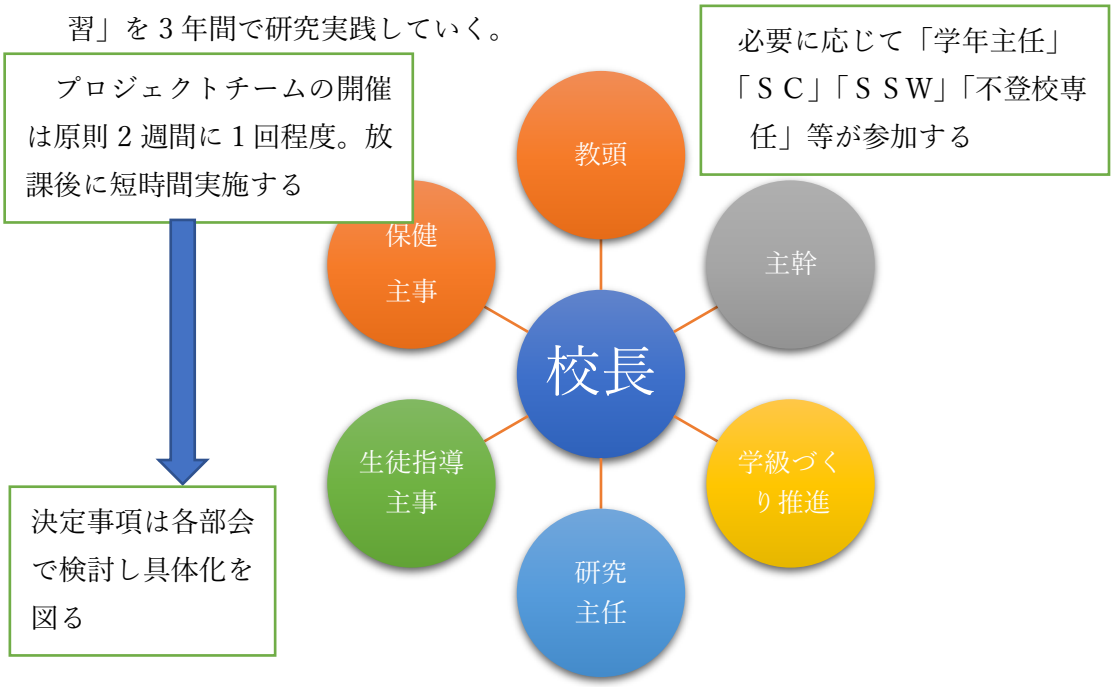

6　各担当の主な業務内容

【教頭・主幹】

①日程調整、各担当との情報連携、職員への啓発、説明、指示等

②外部機関との連携業務（市教委・福岡教育事務所等）

③春日南中未来学」の実施（初年度～）

【研究主任】

①「セルフ学習」実施計画の策定と実践、「ステーション授業構想」の理解（初年度）

②同時進行で授業と家庭学習の接続の在り方について推進を図る（3 年間通し）

③ＳＣ、ＳＳＷ参加の校内研修会の実施（３年間通し）

【生徒指導主事】

①「ＦＦ調査」についての理解、初年度から 2 回実施してみる（初年度）

②年間最低 2 回程度実施について検討。現状の調査内容との精査と改良（2 年次）

③「ＦＦ調査」を通しての生徒変容等の分析と課題の明確化（3 年次）

【保健主事】

①ＢＰＳモデルを活用しての不登校対策委員会の実施（初年度から 3 年次）

②ＢＰＳモデルのシート開発（初年度）

③県の施策の積極的な活用と啓発（初年度から 3 年次）

④小中合同の不登校対策会議の継続実施と成果と課題の明確化（初年度から 3 年次）

⑤毎月の職員会議での不登校状況の報告（初年度から 3 年次）

【学級づくり推進】担当は各学年主任と連携

①生徒間の共感的人間関係、自己存在感の高揚を具現化する活動等の検討（初年度）

②生徒間の共感的人間関係、自己存在感の高揚を具現化する活動等の実践（２年次）

③上記の活動を効果的に学級活動、道徳の年間指導計画の策定と実践（３年次）

※セルフ学習の主な内容

○各教科が単元を見通しながら、生徒が学習課題に対して「情報収集」―「分類整理」―「分析（個別）」―「分析（協働）」―「結果のまとめ」まで主体的に学習を進める
教師は徹底して支援者となる。生徒は主体的な学びを通して「自己決定の場の充実」、協働により「共感的な人間関係の向上」、教師からの評価等により「自己存在感の高揚」につながり自己指導能力が育成される。研究発表の場では、セルフ学習による南中生徒の強みである対話の場を公開する。

○ステーション授業の構想

①みんなが順番に話す②相手の話を最後まで聴く③相づちをうちながら聴く④相手の話をわかろうとする⑤時間いっぱい話す⑥相手を傷つけない言い方をする
以上を教室前面に掲示し、毎時間教師が目標設定し、評価を積み重ねていく。よりよい対話の基盤を構築する。日常のステーション授業の積み重ねをセルフ学習に生かす。

７　春日南中の研究価値のある取組

【学校教育環境】
①生徒が有している対話能力　②教師の生徒理解の視点に立った姿勢態度
③きめ細かな教育相談体制　④生徒と教師との共感的な人間関係
⑤積極的ないじめ認知　⑥確実な月例報告　⑦地域と推進する共育体制（ＣＳ）
【教育活動】
①セルフ学習開発　②ステーション授業構想　③ＩＣＴ積極的な活用
④ゆるやかな学校生活スタート（１年生）⑤南中教師の温もりのある学級づくり推進
⑥生徒と共に創る学校生活のきまり　⑦協働して地域参画する未来学
⑧カラフルタイムの実践　⑨スマイルでの校内掲示板作成　⑩小中連携等々

８　要するにこのように研究推進すれば価値ある研究になるのかも・・

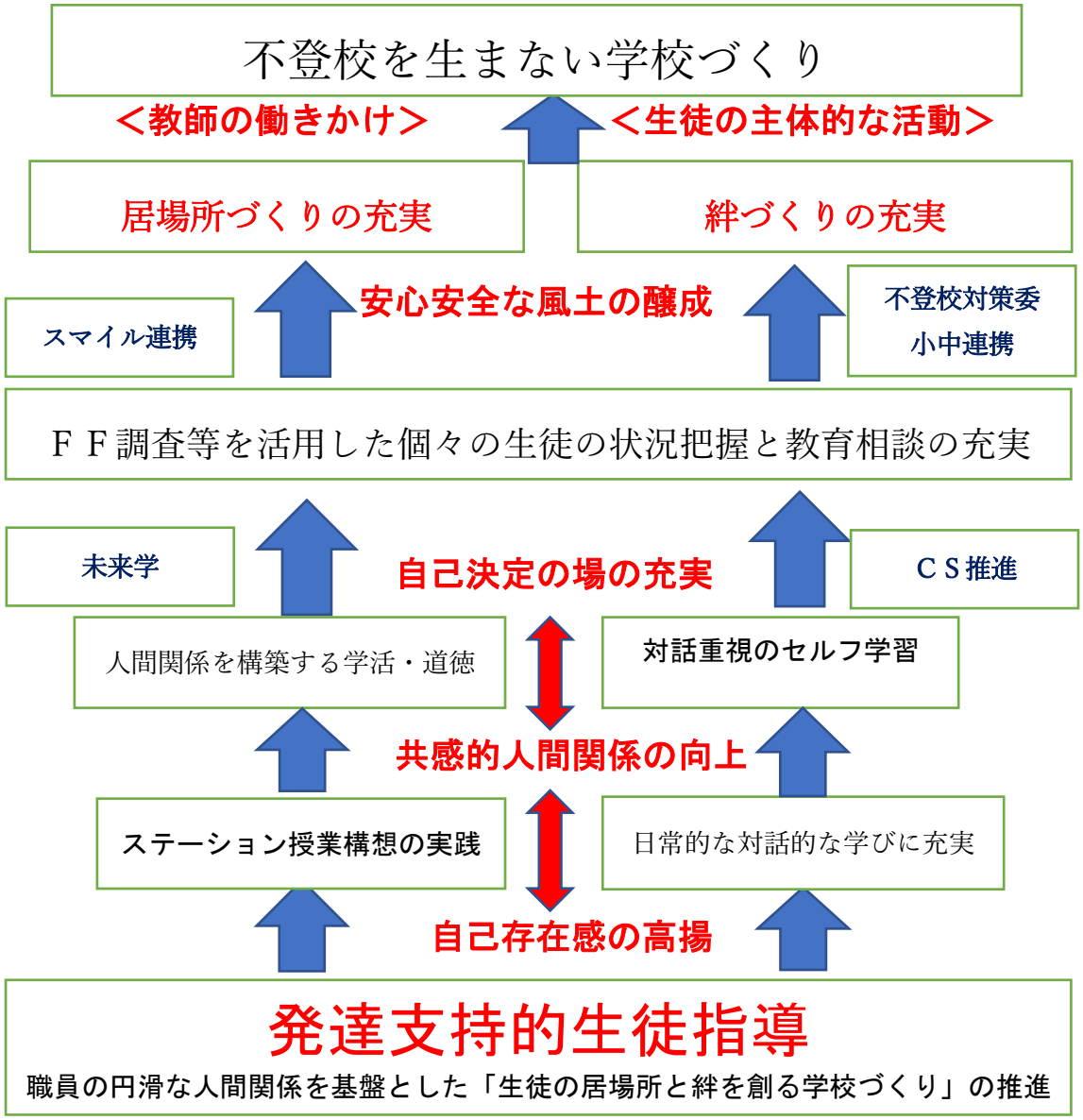

春日南中学校生徒にとって居場所となる学級を創る教師の実践事項

★生徒に自信をもたせる姿勢態度★

1　７つほめて３つ叱る→みんなの前で叱ったら、必ず生徒のよさを評価する
2　結果でなく努力の過程をほめる→努力しながらも失敗した生徒にこそ声をかけよ
3　悪さの中にもよさをみつけてほめる
4　感情や気持ちを込めてほめる→ほめる時は何がよかったのかをしっかり伝える（情緒表出的な指導を）
5　スキンシップで共にほめる
6　仲間をほめる生徒をほめる
7　目立たない生徒や当たり前を出来る生徒を取り上げてみんなの前でほめる
8　精一杯の失敗に対しては精一杯の励ましを→教師こそ自分の失敗を語れ

★信頼を創る姿勢態度★

1　どんな生徒の考え方も大切に。はみ出しを大切に→はみ出しが学級風土をつくる
2　生徒の身になって考える→朝の出会いは一人一人の目を診よう
3　相手のよさを探す（レッテルだけは貼らない努力）
4　何がよかったのかを明確にしながらほめる→具体的な評価の実践
5　支持的風土を壊す生徒には厳しい対処を→「甘く冷たい指導」ではなく、「優しく厳しい指導」を・・・

★「朝の会」、「帰りの会」を大切にする姿勢態度★

1　誰よりも早く教室へ向かう
2　伝達（連絡）よりも交わりを大切に→短い時間の中でキャッチボールを

★生徒を励ますための姿勢態度★

1　本当に努力している生徒にこそ励ましは有効である→「がんばれ」の４文字
2　いい加減な努力の生徒への励ましは何の力にもならない→厳しい指摘を
3　励ましと共に具体的なアドバイスを積極的に→ガイダンスの機能を大切に

★そして何よりも★

1　人権は平等である（言われなき理由で、人間としての尊敬が下げれらる学級を創らない）。しかし、個性は違う（個性に差がでるのは当然）。生徒の個性を伸ばす姿勢をもつ教師に（みんな違ってみんないい）。
2　「ありがとう」、「ごめん」、「おいで」、「よかったね」が心から言える教師になろう

８　「居場所づくり」と「絆づくり」について

「居場所づくり」とは、生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所を作りだすことを指している。教職員が生徒のために「場づくり」を進めることであり、生徒はそれを享受する存在である。

「絆づくり」とは、主体的に取り組む協働的な活動を通して、生徒自らが「絆」を感じ取り、紡いでいくことを指している。「絆づくり」を進めるのは生徒自身であり、教職員に求

められるのはそのための「場づくり」である。

教師主導のエクササイズやトレーニングを繰り返すだけでは「絆づくり」にはならない。まずは教職員が「絆づくり」を「してあげる」「させる」という発想を捨てるべきである。

教職員が主導で行う「居場所づくり」と生徒が主体となる「絆づくり」の違いは、「つくる」の「主語」が、生徒なのか、教職員なのかにある。教職員主導で進める「絆づくり」は、単なる「やらせ」でしかない。（国立教育政策研究所「生徒指導リーフ」より）

９　研究推進のためのロードマップ

＜令和５年度＞

４月～７月

○研究の目的、目標、方法、居場所づくり等の策定と周知
○「セルフ学習」「ステーション授業」の方法策定
○公開授業計画と公開授業の実施、生徒支持的生徒指導実践

８月～１１月

○夏季休業中の研修会実施（発達支持的生徒指導）
○重点課題研究推進連絡協での公開授業実施
○ＦＦ調査の質問項目検討と実施、ＱＵ実施

１２月～３月

○ＢＰＳモデルのシート作成と活用方法の策定と試行
○初年度報告書作成
○２年次の研究計画策定

＜令和６年度＞

４月～７月

○２年次計画の周知徹底（目標設定と解決方法の構築）
○公開授業の実施と「未来学」の実施計画策定
○ＦＦ調査、ＢＰＳモデルの活用実施（教育相談体制確立）

８月～１１月

○２年次計画の周知徹底（目標設定と解決方法の構築）
○公開授業の実施（教科授業と未来学）
○ＦＦ調査、ＢＰＳモデルの活用実施

１２月～３月

○居場所づくり、絆づくりに関する状況分析と検証
（対話重視の学習成果・ＦＦ調査活用の効果等の検証）
○３年次研究計画策定

＜令和７年度＞

○研究発表会スケジュール策定
○公開授業の内容決定と指導案作成、審議
○公開授業へ向けた学校環境整備

発達支持的生徒指導の継続的実践

生徒移動提要（改訂版）の概要

第１章　生徒指導の基礎（p12）

1.1　生徒指導の意義（p12）

1.1.1　生徒指導の定義（p12）

（１）生徒指導の定義

生徒指導とは、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと児童生徒が、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

・　生徒指導は、児童生徒が自身を個性的存在として認め、自己に内在しているよさや可能性に自ら気づき、引き出し、伸ばすと同時に、社会生活で必要となる社会的資質・能力を身に付けることを支える働（機能）きである。

（２）生徒指導の目的（p13）

生徒指導は、**児童生徒一人一人の個性の発見と良さや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支える**。

・　目的の達成のためには、児童生徒一人一人が自己指導能力を身に付けることが重要。

・　自己指導能力とは、児童生徒が、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」、「何をするべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択、設定して、この目標達成のため、自発的、自律的、かつ他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力である。

1.1.2　生徒指導の実践上の視点（p14）

（１）**自己存在感の**感受

・　「自分も一人の人間として大切にされている」という自覚

・　ありのままの自分を肯定的に捉える自己肯定感や、他者のために役立った、認められたという自己有用感を育むことも極めて重要。

（２）共感的な人間関係の育成

・　失敗を恐れない、間違いやできないことを笑わない、むしろ、なぜそう思ったのか、どうすればできるようになるのかを皆で考える指示的で創造的な学級・ホームルームづくりが生徒指導の土台となる。

・　そのためには、自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動できる相互扶助的で共感的な人間関係をいかに早期に創り上げるかが重要となる。

（３）自己決定の場の提供

・　自己存在感を感受するには、自ら考え、選択し、決定する、あるいは発表する、制作する等の体験が何より重要である。

（４）安全・安心な風土の醸成

・　お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が起これるような風土を、教職員の支援の下で、児童生徒自らがつくり上げるようにすることが大切。

1.1.3　生徒指導の関連性（p15）

（１）生徒指導と教育相談

①　個別性・多様性・複雑性に対応する教育相談

・　教育相談は、児童生徒の個性を重視しているため、主に個に焦点を当てて、面接やエクササイズ（演習）を通して個の内面の変容を図ろうとすることに対して、生徒指導は主に集団に焦点を当て、学校行事や体験活動などにおいて、集団としての成果や発展を目指し、集団に支えられた個の変容を図る。

・　生徒指導は、主に集団に焦点を当て、学校行事や体験活動などにおいて、集団としての成果や発展を目指し、集団に支えられた個の変容を図る。

・　生徒指導における教育相談は、生徒指導の中心的な教育活動だと言える。

②　生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援

・　不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、子供の貧困、児童虐待等については、生徒指導と教育相談が一体となって、「事案が発生してからのみではなく、未然防止、早期発見、早期支援・対応、さらには、事案が発生した時点から事案の改善・回復、再発防止まで一貫した支援」に重点を置いたチーム支援体制を築くことが重要。

【参考資料】（教育相談等に関する調査研究協力者会議報告　平成 29 年 1 月）

（１）ＳＣの職務内容等

①　不登校、いじめ等の未然防止、早期発見及び支援・対応等

（ア）児童生徒及び保護者からの相談対応

・　児童生徒及び保護者との面談の結果、心理学的な支援以外の支援が必要と判断した場合は、管理職及び校内組織に対し又はケース会議において報告する必要がある。

・　ＳＣは、相談内容に応じて、学級担任、養護教諭及びＳＳＷとの情報共有や、学校内外の関係者から聞き取り等を行いつつ、校長に報告・相談した上で、学校内のケース会議等を通じて支援策を組織的に検討し、組織として支援を行うことが重要である。

（イ）学級や学校集団に対する援助

・　ＳＣは、必要に応じ授業観察や学校行事への参加、休憩時間や給食時間に児童生徒と一緒に過ごすといった様々な調査法の活用等を通じて個々の児童生徒、児童生徒間の関係及び集団の状態等のアセスメントを行う。

（ウ）教職員や組織に対するコンサルテーション

・　学校経営方針に基づき、教職員に対して基礎的なカウンセリングに関する研修

を行うことが必要である。

・　心の健康に関する指導内容や実施方法、学校内における教育相談体制の構築等に対する指導・援助を行うことも重要である。

（エ）児童生徒への理解、児童生徒の心の教育、児童生徒及び保護者に対する啓発活動

②　不登校、いじめ等を学校として認知した場合又はその疑いが生じた場合、災害が発生した際の援助

（ア）児童生徒への援助

・　心の不安や悩みを抱える児童生徒に対しては、カウンセリングを行うとともに、個別の心理的課題及び健康面の課題に関し、その状況や要因を把握するため授業観察等を行う。

（イ）保護者への助言・援助

（ウ）教職員や組織に対するコンサルテーション

・　強いストレスを受けた時に起きる心や体の変化の受け止め方、時機に応じたストレスチェックとリラクゼーション等のストレス対処法について教員へ助言する必要がある。

（エ）事案に対する学校内連携・支援チーム体制の構築・支援

・　学校内のケース会議において、ＳＣは、心理的な観点から支援策を立案することが重要である。

（２）ＳＳＷの職内容等

①　不登校、いじめ等の未然防止、早期発見及び支援・対応等

（ア）地方自治体アセスメントと教育委員会への働き掛け

・　ＳＳＷは、不登校児童生徒数やいじめの認知件数、暴力行為発生件数、児童虐待などの件数等から自治体の特徴、ニーズを把握し、地方自治体が課題や目標を設定する際や、教育委員会がＳＳＷの活用目標や活動内容を決定する際に助言を行うことが必要である。

（イ）学校アセスメントと学校への働き掛け

・　ＳＳＷは、課題を抱える児童生徒の状況、就職・進学率等の状況や学校における児童生徒への支援体制等を把握する。

・　ＳＳＷは、校内巡回により校内の日々の様子の観察、授業参観や定例会議等への参加により、学校の状態やニーズを把握し、学校アセスメントを行うことが重要である。

（ウ）児童生徒及び保護者からの相談対応（ケースアセスメントと事案への働き掛け）

・　ＳＳＷは、事案把握のための会議等の校内組織において検討された支援策に基づき、児童生徒及び保護者への個別対応に当たることを基本とする。

（エ）地域アセスメントと関係機関・地域への働き掛け

・子どもの支援に活用できるような様々な資源を把握しておく事が重要。

②不登校、いじめ等を学校として認知した場合又はその疑いが生じた場合、災害等が発生した際の援助

（ア）児童生徒及び保護者との面談及びアセスメントから見直しまで

・　ＳＳＷは、児童生徒や保護者等との個別面談、家庭訪問、地域からの聞き取り等により収集した情報を整理し、当該児童生徒を取り巻く環境や児童生徒及び保護者のニーズを把握し、アセスメントを行う。そして、支援計画を立案し実行する。

（イ）事案に対する学校内連携・支援チーム体制の構築・支援

・　学校内のケース会議において、ＳＳＷは、学級担任、養護教諭及びＳＣ等の関係者から提供される情報を元に、福祉的な観点から支援策を立案することが重要である。

（ウ）自治体における体制づくりへの働き掛け

・　家庭相談員、母子・父子自立支援員、福祉関係職員、ＮＰＯ法人等地域の様々な資源を活用し、校内の居場所づくり等体制構築への働き掛けや支援を行う必要がある。

1.2　生徒指導の構造

1.2.1　２軸３類４層構造（p17）

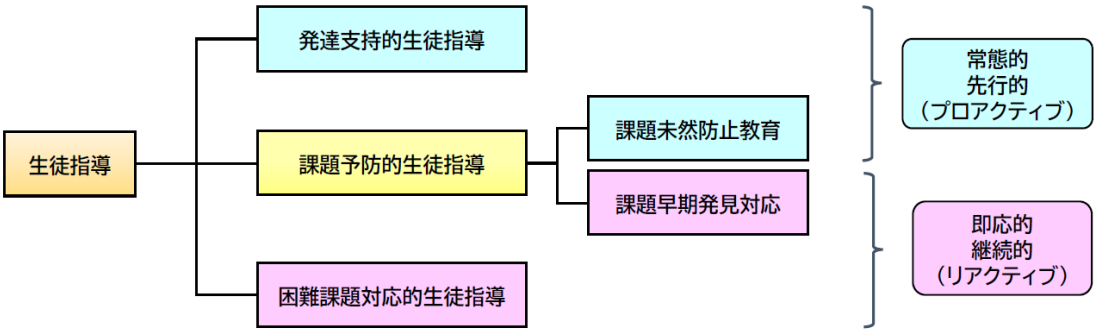

図１　生徒指導の分類

○　生徒指導の分類を示すと図１のようになる。

（１）生徒指導の２軸

課題の有無を起点とした**時間軸**に着目すると以下の２軸に分けられる。

①　積極的な先手型の常態的・先行的（proactive）生徒指導

②　事後対応型の即応的・継続的（reactive）生徒指導

（２）生徒指導の３類

生徒指導の課題性（「高い」・「低い」）と課題への対応の種類から分類すると以下の３類に分けられる。

① 発達支持的生徒指導

→ 全ての児童生徒の発達を支える。

② 課題予防的生徒指導

→ 全ての児童生徒を対象とした課題の未然防止教育と、課題の前兆行動がみられる一部の児童生徒を対象とした課題の早期発見と対応を含む。

③ 困難課題対応的生徒指導

→ 深刻な課題を抱えている特定の児童生徒への指導・援助を行う。

（４）生徒指導の４層

・第１層：発達支持的生徒指導 → 全ての児童生徒を対象

・第２層：課題予防的生徒指導：課題未然防止教育 → 全ての児童生徒を対象

・第３層：課題予防的生徒指導：課題早期発見対応 → 一部の児童生徒を対象

・第４層：困難課題対応的生徒指導 → 一部の児童生徒を対象

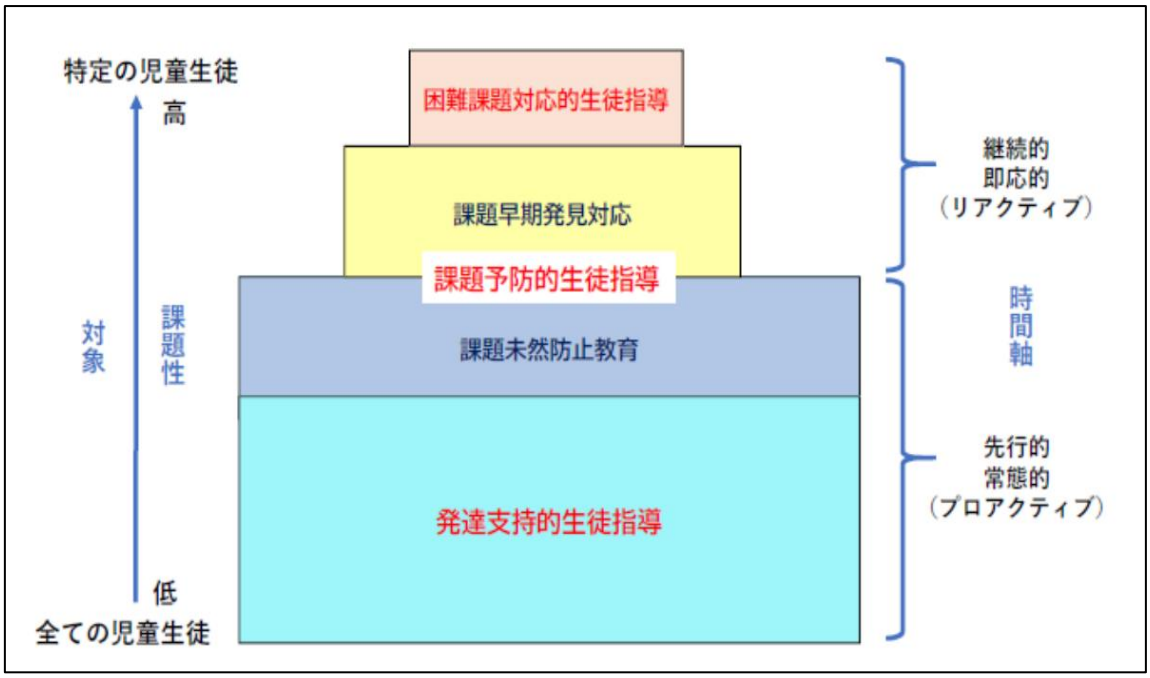

1.2.2 発達支持的生徒指導（p20）

・ 発達支持的生徒指導とは、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校教育の目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるもの。

1.2.3 課題予防的生徒指導：課題未然防止教育（p20）

・ 課題未然防止教育とは、全ての児童生徒を対象に、生徒指導の諸課題の未然防止をね

らいとした、意図的・組織的・系統的な教育プログラムの実施。

例：いじめ防止教育、SOS の出し方教育を含む自殺予防教育、薬物乱用防止教育、情報モラル教育、非行防止教室等

1.2.4　課題予防的生徒指導：課題早期発見対応（p21）

・　課題早期発見対応とは、課題の予兆行動が見られたり、問題行動のリスクが高まったりするなど、気になる一部の児童生徒を対象に、深刻な問題に発展しないように、初期の段階で諸課題を発見し、対応すること。

・　いじめアンケートのような質問紙に基づくスクリーニングテストや、ＳＣやＳＳＷを交えたスクリーニング会議によって気になる児童生徒を早期に見いだして、指導・援助につなげる。

1.2.5　困難課題対応的生徒指導（p21）

・　困難課題対応的生徒指導とは、いじめ、不登校、少年非行、児童虐待など特別な指導・援助を必要とする特定の児童生徒を対象に、校内の教職員（教員や SC･SSW）だけでなく、校外の教育委員会、警察、病院、児童相談所、NPO 等の関係機関との連携・協働による課題対応を行うこと。

※即応的：課題が起き始めことを認知したすぐに対応する。
　継続的：困難な課題に対して組織的に粘り強く取り組む。　} reactive

　常態的：教職員が日常的に児童生徒に働きかけること
　先行的：いじめが起きないように先手を打って、未然防止教育を展開する　} proactive

【例えば】

発達支持的生徒指導：人を傷付けない言語表現の学習、情報モラル教育、法教育

課題予防的生徒指導（課題早期発見対応）・困難対応的生徒指導

：　起こった事象を特定の児童生徒の課題として留めずに、学級・ホームルーム、学年、学校、家庭、地域の課題として視点を広げて捉えることによって、全ての児童生徒に通じる指導の在り方が見えてくる。

【参考資料】

発達障害の７つの分類（アメリカの精神医学会の診断基準ＤＳＭ－５）

①知的障害　②コミュニケーション障害　③自閉スペクトラム症（ＡＳＤ）

④ＡＤＨＤ（注意欠陥・多動症）　⑤学習障害（極限性学習症、ＬＤ）

⑥発達性協調運動障害　⑦チック症

1.3.2　集団指導と個別指導（p24）

（１）集団指導

・　社会の一員としての自覚と責任、他者との協調性、集団の目標達成に貢献する態度の育成を図る。

【集団作りの基盤】

①安心して生活できる　②個性を発揮できる　③自己決定の機会を持てる
④集団に貢献できる役割を持てる　⑤達成感・成就感を持つことができる
⑥集団での存在感を実感できる　⑦他の児童生徒と好ましい人間関係を築ける
⑧自己肯定感・自己有用感を培うことができる
⑨自己実現の喜びを味わうことができる

（２）個別指導

・　個別指導には、集団から離れて行う指導と、集団指導の場面においても個に配慮することの二つの概念がある。

1.3.3　ガイダンスとカウンセリング（p26）

【ガイダンス】　（参考：小学校学習指導要領（H29 告示）解説特別活動編 p155･156）

・　児童生徒のよりよい生活づくりや集団の形成に関わる、主に集団の場面で行われる案内や説明であり、ガイダンス機能とは、そのような案内や説明等を基に、児童生徒一人一人の可能性を最大限に発揮できるような働きかけ、すなわち、ガイダンスの目的を達成するための指導・援助を意味するものである。

【カウンセリング】

・　児童生徒一人一人の生活や人間関係などに関する悩みや迷いなどを受け止め、自己の可能性や適性についての自覚を深めさせたり、適切な情報を提供したりしながら、児童生徒が自らの意志と責任で選択、決定することができるようにするための助言等を個別に行う教育活動である。

1.3･4　チーム支援による組織的対応（p27）

（１）チーム支援の特色

【特色１】　生徒指導上の課題を抱える児童生徒一人一人に対して、学校内の複数の教員、関係機関の専門家、保護者、地域の人々等が、アセスメントに基づいて、支援チームを編成して、課題予防的生徒指導や困難課題対応的生徒指導を行う。

【特色２】　チーム支援は、組織的・計画的に行われる。

（２）チーム支援の留意点

①　合意形成と目標の共有理解

・　保護者や児童生徒と事前に「何のために」「どのように進めるのか」「情報をどう扱い、共有するのか」という点で合意形成や共通理解を図る。

② 守秘義務と説明責任

・ 集団守秘義務が重要である

・ 当該児童生徒の保護者の知る権利への配慮が大切である。

③ 記録保持と情報セキュリティ

・ 作成した情報資産については、自治体が定める教育情報セキュリティポリシー等に準拠して慎重に取り扱う。

1.4 生徒指導の基盤

1.4.1 教職員集団の同僚性（p28）

○ 学級担任中心の抱え込み型生徒指導から、多職種による連携・協働型生徒指導へと転換していく際に重要となるのは、職場の人間関係の有り様である。

（１）教職員の受容的・支持的・相互扶助的な人間関係

・ 教職員が絶えず自らの生徒指導実践を振り返り、教職員同士で相互に意見を交わし、学びあえる同僚関係が不可欠である。

（２）教職員のメンタルヘルスの維持とセルフ・モニタリング

・ 生徒指導事案を一人で抱え込まず、ＳＣも含めて身近な教職員に相談できる職場の雰囲気や体制の整備が求められる。

1.4.3 家庭や地域の参画（p31）

（１）コミュニティ・スクール

・ 学校運営協議会を通じて、保護者や地域の人々等が一定の権限と責任をもって学校運営に参画する仕組みを置く学校。

・ 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第４７条の５）」で規定

（２）地域学校協働活動

・ 地域の高齢者・成人・学生・保護者・ＰＴＡ・ＮＰＯ・民間企業・団体・機関等の幅広い地域の人々等の参画を得て、地域全体で児童生徒の学びや発達を支える活動。

1.5 生徒指導の取組上の留意点

1.5.1 児童生徒の権利の理解（p32）

（１）児童の権利に関する条約

【児童の権利に関する条約】

・平成元年 11 月 20 日第 44 回国連総会において採択

・平成２年に日本が署名　　・平成６年に批准（効力が生じる）

【児童の権利条約の四つの原則】

① 児童生徒に対するいかなる差別もしないこと（第２条：差別の禁止）

② 児童生徒にとって最も良いことを第一に考えること(第３条:児童の最善の利益)

③　児童生徒の命や生存、発達が保障されること

（第 6 条：生命・生存・発達に対する権利）

④　児童生徒は自由に自分の意見を表明する権利をもっていること

（第 12 条：意見を表明する権利）

（２）こども基本法（令和 4 年 6 月公布）

【基本理念】

①　個人として尊重され、その基本的人権が保障される･･･（第 3 条第 1 号）

②　適切に養育されること、その生活を保障されること･･･（第 3 条第 2 号）

③　意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する･･･（第 3 条第 3 号）

④　その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮･･･（第 3 条第 4 号）

1.5.2　ICT の活用（p34）

（１）データを用いた生徒指導と学習指導との関連付け

・　学習指導と生徒指導が相関的な関係を持つことは多くの教職員が経験的に実感している。

・　ＩＣＴを活動することで、学習指導と生徒指導の相互作用を、データから省察することが求められる。

（２）悩みや不安を抱える児童生徒の早期発見・対応

・　ICT により得られる情報はあくまで状況把握の端緒であり、それにより支援の画一化が生じたりしないよう留意し、把握した状況から適切に対応する体制を構築しておくことが求められる。

（３）不登校児童生徒等への支援

・　ICT を活用した支援は「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（第 3 条第 2 号）の「不登校児童生徒行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。」という基本理念の実現方法の一つといえる。

第 2 章　生徒指導と教育課程

2.1.2　学習指導と生徒指導（p41）

【学習指導における生徒指導の実践上の視点】

①　児童生徒一人一人に対する理解（児童生徒理解）の深化を図った上で、児童生徒一人一人が自己存在感を感じられるようにする。

②　教職員と児童生徒の信頼関係や児童生徒相互の人間関係づくりを進める。

③　児童生徒の自己選択や自己決定を促す。

2.1.3　学級経営・ホームルーム経営と生徒指導（p41）

・　学級経営は、年度当初の出会いづくりから始まる生活づくりを通して、学級集団を、共に認め・励まし合い・支え合える集団にしていくこと。

2.1.4　教育課程の編成の留意点（p44）

【教育目標設定の留意点】

①　「この教育目標の達成に向けて協働したい」と全教職員が思えるような目標を設定すること。

②　保護者や地域からの協力が得られるように目標の共有に努めること。

③　教育目標に照らしながら各教科等の授業のねらいを改善したり、教育課程の実施状況を評価したりすることが可能になるような具体性のある教育目標を設定すること。

2.2　教科指導と生徒指導

2.2.1　個に応じた指導の充実（p45）

【個に応じた指導の例】

〈指導方法〉

①個別学習　②グループ別学習　③繰り返し学習　④習熟の程度に応じた学習

⑤興味・関心に応じた課題学習　⑥補充的な学習　⑦発展的な学習

〈指導体制〉

⑧教員間の協力による指導体制の確保

2.2.2　児童生徒理解を基盤とした教科の指導（p45）

（１）児童生徒理解情報の収集

①　授業観察から主観的情報の収集

②　課題・テスト・各種調査・生活日誌等からの客観的情報の収集

③　出欠・遅刻・早退、保健室利用などの客観的情報の収集

④　ICT を活用した客観的情報の収集

・　児童生徒一人一人の ICT 端末の活用

（２）チームによる分析と共通理解

2.2.3　教科指導と生徒指導の一体化（p46）

（１）自己存在感の感受を促進する授業づくり

・　自分も一人の人間として大切にされている：自己肯定感・自己有用感。

（２）共感的な人間関係を育成する授業づくり

・　互いに認め合い・励まし合い・支え合える学習集団作り。

（３）自己決定の場を提供する授業づくり

・　教員は児童生徒の学びを促進するファシリテーターとしての役割を果たす。

（４）安心・安全な「居場所づくり」に配慮した授業

・学級集団が児童生徒の「心の居場所」になることが期待されている

2.3　道徳科を要とした道徳教育における生徒指導

2.3.1　道徳教育と生徒指導の相互関係（p49）

・　道徳教育で培われた道徳性を、生きる力として日常の生活場面に具現化できるよう支援することが生徒指導の大切な働きとなる。

2.3.2　道徳科の授業と生徒指導（p49）

【道徳教育の特質】

学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要として、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己（人間として）の生き方についての考えを深める学習を通して道徳性を養うこと。(括弧内は中学校)

（１）道徳の授業の充実に資する生徒指導

①　道徳科の授業に対する学習態度の育成

【発達支持的生徒指導】

・　教職員と児童生徒の人間関係を育てるとともに児童生徒理解を深め、自主的に判断・行動し、積極的に自己を生かすことを目指して指導すること。

②　道徳科の授業に資する資料の活用

・　発達支持的生徒指導や課題予防的生徒指導のために行った調査結果を活用する。

③　学級内の人間関係や環境の整備・望ましい道徳科授業の雰囲気の醸成

（２）生徒指導の充実に資する道徳科の授業

①　生徒指導の進める望ましい雰囲気の醸成

②　道徳科の授業を生徒指導につなぐ

③　道徳科の授業展開で生徒指導の機会を提供

・　教員と児童生徒及び児童生徒相互のコミュニケーションを通して人間的な触れ合いの機会を重視　→　発達支持的生徒指導

・その場に応じた適切な話し方や受け止め方など、主体的な学習態度の形成

→　課題予防的生徒指導

2.4　総合的な学習（探求）の時間における生徒指導

【総合的な学習時間の目的】

探求的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力の育成を目指す。

2.4.1　総合的な学習（探求）の時間と生徒指導（p53）

2.4.2　総合的な学習（探求）の時間で協働的に取り組むことと生徒指導（p54）

・　教員は、児童生徒が多様な情報を活用し、自分と異なる視点からも考え、力を合わせたり交流したりして学べるように、支持的に働きかけるとともに、協働的に学ぶことを通して個人の学習の質を高め、同時に集団の学習の質も高めていくことができるように、発達の段階に応じた指導や援助を行うことが大切。

2.4.3　総合的な学習（探求）の時間において自己の（在り方）生き方を考えることと生徒指導（p55）

【自己の生き方を考えるとは】

①　人や社会、自然との関りにおいて自らの生活や行動について考えること

②　自分にとっての学ぶことの意味や価値を考えていくこと

③　これら二つのことを生かしながら、学んだことを現実と将来の自己の（在り方）生き方につなげて考えること

2.5　特別活動における生徒指導

・　特別活動は「なすことによって学ぶ」ことを方法原理としている。

【特別活動において育成を目指す資質・能力の視点】

①　人間関係形成：集団の中で、人間関係を自主的、実践的により良いものへと形成するという視点

②　社会参画：よりよい学級・学校生活づくりなど、集団や社会に参画し様々な問題を主体的に解決しようとするという視点

③　自己実現：特別活動においては、集団の中で、現在および将来の自己の生活の課題を発見しよりよく改善しようとする視点

2.5.1　特別活動と生徒指導（p56）

（１）所属する集団を、自分たちの力によって円滑に運営することを学ぶ

・　生徒指導の観点からは、特別活動の内容の特質に応じて、可能な限り児童生徒の自主性を尊重し、創意を生かし、目標達成の喜びを味わえるようにすることが大切。

（２）集団生活の中でよりよい人間関係を築き、それぞれが個性や自己の能力を生かし、互いの人格を尊重し合って生きることの大切さを学ぶ

・　多様な集団活動における協力し合う過程で互いの理解が深まり、互いを尊重し合う温かい人間関係が築かれ、豊かに広がっていくことになる。

（３）集団としての連帯意識を高め、集団や社会の形成者としての望ましい態度や行動の在り方を学ぶ

・　多様な集団活動の中で児童生徒それぞれが役割を受け持ち、自己存在感を高め、自己の思いを実現する場や機会を十分確保するとともに、集団との関係で自己の在り方を自覚することができるように指導し、集団や社会の形成者としての連帯感や責任感を養うようにすることが大切。

2.5.2　特別活動の各活動・学校行事の目標と生徒指導（p58）

（１）特別活動の全体目標と特別活動の各活動・学校行事

①学級活動・ホームルーム活動　　②児童会活動・生徒会活動

③クラブ活動（小学校のみ）　　④学校行事

（２）生徒指導が中心に行われる場としての特別活動

・　特別活動は、集団や社会の形成者としての見方や考え方を働かせて、よりよい生活や人間関係を築き、人間としての生き方について自覚を深め、自己を生かす能力を獲得するなど、生徒指導が中心的に行われる場であると考えられる。

2.5.3　学級活動・ホームルーム活動と生徒指導（p61）

（１）学級活動・ホームルーム活動の活動内容と生徒指導

・学級活動（１）：児童生徒が学級、学校生活の充実向上のために話し合い、集団としてよりよく合意形成を図って実践する自発的、自治的な活動

・学級活動（２）・（３）：一人一人の児童生徒が学級、学校における生活や学習などの自己の生活上の課題に気づき、学級での話し合いを生かして、自分の課題にあった解決方法や実践方法などを意思決定して努力して実践する活動であり、児童生徒の自己指導能力の育成を目指す教育活動

（２）生徒指導を意識した学級活動・ホームルーム活動の取組

【生徒指導を意識した視点】

①学級活動は、児童生徒の自主的、実践的な態度や、健全な生活態度が育つ場であること

②学級活動は、発達支持的生徒指導を行う中核的な場であること

③学級活動は、学業生活の充実や進路選択の能力の育成を図る教育活動の要の時間であること

（３）キャリア教育の要の時間としての学級活動・ホームルーム活動と生徒指導

・キャリアパスポートの効果的活用

第３章　チーム学校による生徒指導体制

3.1　チーム学校における学校組織

3.1.1　チーム学校とは（p68）

【チーム学校が求められる背景】

①　新しい時代に求められる資質・能力を育む教育課程を実現するための体制整備

②　複雑化・多様化した課題を解決するための体制整備

③　子供と向き合う時間の確保等（業務の適正化）のための体制整備

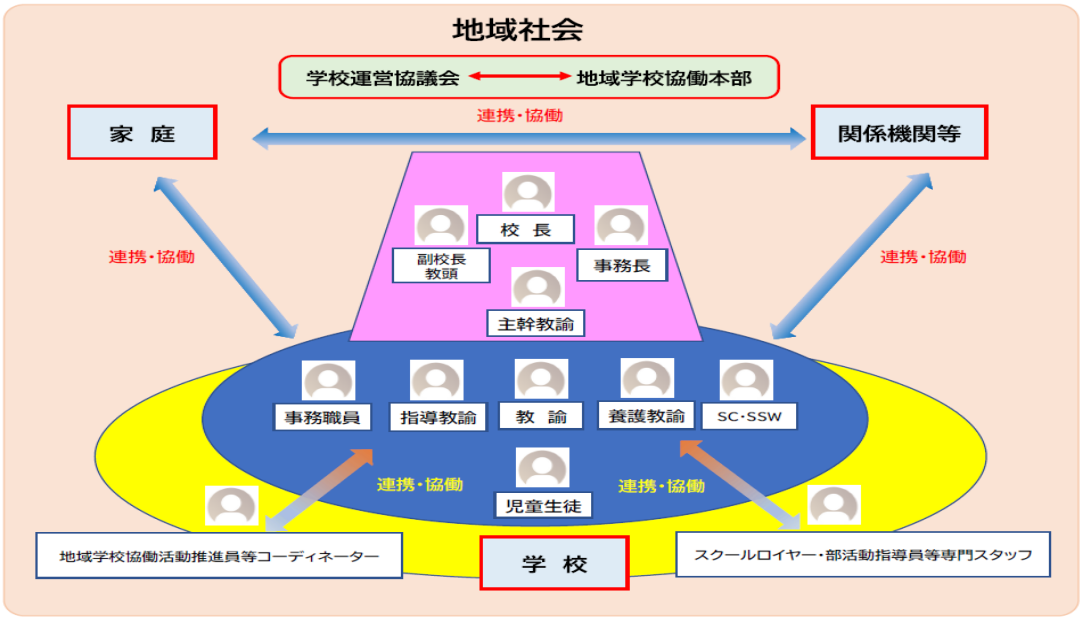

図３　チーム学校における組織イメージ

3.1.2　チーム学校として機能する学校組織（p70）

【チーム学校とは】

校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材がそれぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に着けさせることができる学校。

【チーム学校を実現するために】

①　教員と専門スタッフとの連携・協働の体制を充実させること

②　主幹教諭の配置の促進や事務機能の強化など校長のマネジメント体制を支える仕組みの充実を図る

③　人材育成の充実や業務改善の取組を進めることが重要

④　教職員間に「同僚性」を形成すること

【チーム学校を実現するためのメンバーに求められること】

①　一人で抱え込まない

②　どんなことでも問題を全体に投げかける

③　管理職を中心に、ミドルリーダーが機能するネットワークをつくる

④　同僚間での継続的な振り返り（リフレクション）を大切にする

3.3　教育相談体制

3.3.1　教育相談の基本的な考え方と活動の体制（p80）

【教育相談の目的】

児童生徒が将来において社会的な自己実現ができるような資質・能力・態度を形成するように働きかけることである。

（１）校内チーム

○目的によって二種類に分類される

①　機動的に支援を実施するための比較的少人数の支援チーム

②　児童生徒理解や支援の方針についての共通理解を図ることを目的とした比較的多様なメンバーで構成される支援チーム

（２）学校外の関係機関等と連携したチーム

3.3.2　教育相談活動の全校的展開（p82）

（１）発達支持的教育相談

【発達支持的教育相談とは】

・　様々な資質や能力の積極的な獲得を支援する教育相談活動。

（２）課題予防的教育相談：課題未然防止教育

【課題予防的教育相談とは】

①　全ての児童生徒を対象とした、ある特定の問題や課題の未然防止を目的に行われる教育相談（全校対象のいじめ防止、暴力防止プログラム等）

②　ある問題や課題の兆候が見られる特定の児童生徒を対象として行われる教育相談（対象の児童性を早期に見つけ出し、即応的に支援を行う場合）

（３）課題予防的教育相談：課題早期発見対応

①早期発見の方法

「丁寧な関りと観察」：学業成績の変化・言動の変化・態度行動の変化・身体的変化等

「定期相談」：短い時間であっても継続することが大切

「作品の活用」：日記、作文、絵、等

「質問紙調査」：観察や面接などで見落とした児童生徒の SOS を把握するため

②早期発見の方法

「スクリーニング会議」：リスクの高い児童生徒を洗い出し、必要な支援体制を整備するために開催される会議　（screenig：選別・選抜）

「リスト化と定期的な情報更新」：リストの情報をアップデートしケース会議に付託

「個別の支援計画」：援助のニーズの高い児童生徒に対して作成されるもので、特別支援教育におけるものとは異なる　（※本町では「指導メモ」か）

「グループ面談」：グループ面談を通じた人間関係形成が、問題の未然防止に高い効果を持つ　（例：進路についての悩みがある人・数学が苦手な人等）

「関係機関を含めた学校内外のネットワークによる支援」

：リスクの高い児童生徒に対して相談できる人的ネットワークや学校以外に安心できる居場所を見つけ確保すること

（４）困難課題対応的教育相談

・　困難な状況において苦戦している特定の児童生徒、発達や適応上の課題のある児童生徒などを対象とする。

3.3.4　教育相談活動の年間計画（p87）

3.4　生徒指導と教育相談が一体となったチーム学校

3.4.1　生徒指導と教育相談（p88）

「集団に重点」：規範的・指導的態度
「個に重点」：受容的・相談的態度
} バランスが重要

3.4.2　生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援の実際（p89）

（１）困難課題対応的生徒指導及び課題早期発見対応におけるチーム支援

チーム支援のプロセス（困難課題対応的生徒指導及び課題早期発見対応の場合）

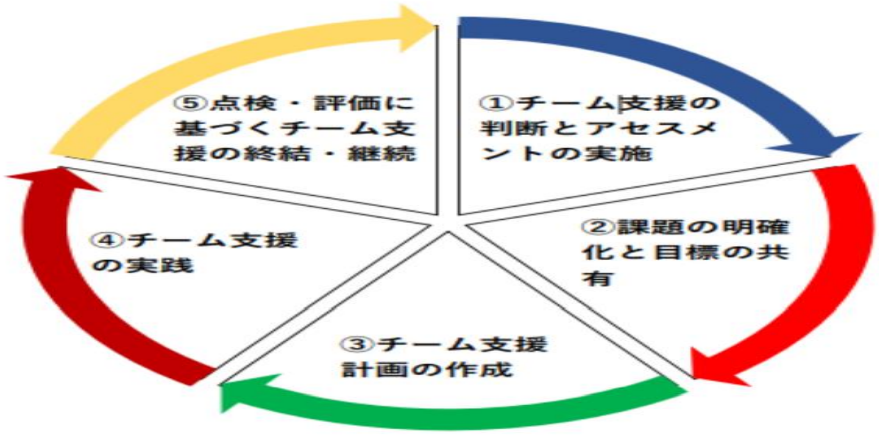

①チーム支援の判断とアセスメントの実施

②課題の明確化と目標の共有

【ケース会議の目的】

・　その児童生徒や家庭に必要な指導・援助は何か、どうやってそれを届けていくか、を決定すること。

・　そのために、課題を明確化し、具体的な目標（方針）を共有した上で、それぞれの専門性や持ち味を生かした役割分担を行う。

③チーム支援計画の作成

【チーム支援計画】

ⅰ）何を目標に（長期目標と短期目標）
ⅱ）誰が（支援担当者や支援機関）
ⅲ）どこで（支援場所）
ⅳ）どのような支援を（支援内容や方法）
ⅴ）いつまで行うのか（支援期間）

支援チームの形態

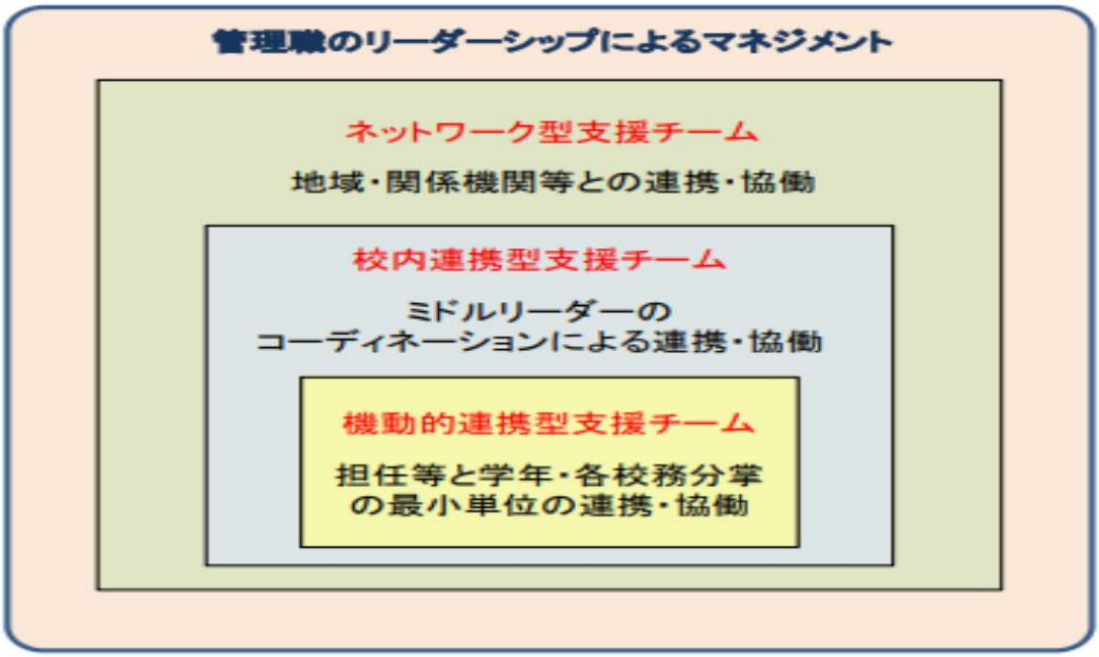

④チーム支援の実践

【支援の際の留意点】

ⅰ）定期的なチームによるケース会議の開催

・　効果的な支援は継続･発展させ、そうでない支援は中止･改善する必要がある。

ⅱ）関係者間の情報共有と記録保持

・　支援対象となっている児童生徒や保護者との密接な情報共有が、効果的な実践や信頼関係の基盤となる。

ⅲ）管理職への報告・連絡・相談

・　管理職は、支援チームの活動状況を把握（モニタリング）し、効果について評価した上で、適時適切な指示や助言を行うように心がける。

（２）発達支持的生徒指導及び課題未然防止教育におけるチーム支援

図3．5　チーム支援のプロセス

（発達支持的生徒指導及び課題未然防止教育の場合）

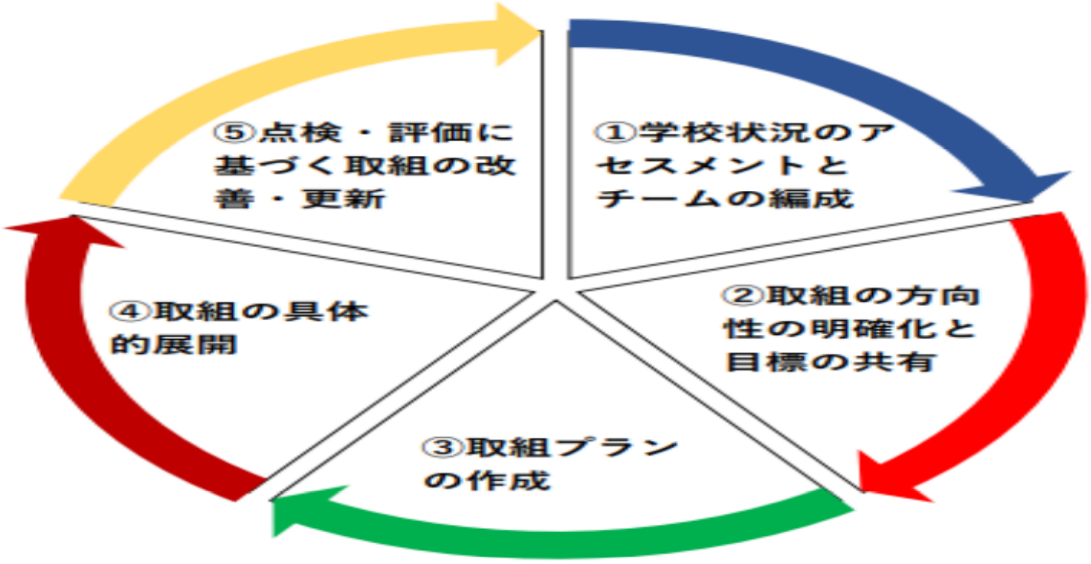

①学校状況のアセスメントとチームの編成

- 多角的・多面的でかつ客観的な資料を得ることが重要。
- 教職員が自分の足で地域を見て回り、登下校の交通事情や町並み・家並みの様子などから児童生徒の実態や地域の雰囲気を肌で感じ、客観的なデータと重ね合わせることも大切。

②取組の方向性の明確化と目標の共有

- 学校や地域の置かれている状況や児童生徒の課題と自助資源・支援資源などを教職員間で共通理解し、全校体制での組織的取組につなげるための校内研修を実施することが求められる。

③取組プランの作成

- 学校を取り巻く環境を内部環境と外部環境に区分し、それぞれの「強み」と「弱み」を洗い出し、実現可能な取組の方向性を探ることが重要。

  内部環境：児童生徒、教職員、行内体制、施設、校風や伝統など

  外部環境：保護者、地域住民、関係機関、自然・風土、産業など

④取組の具体的展開

- 目標の達成に向けて様々な取組を進める上で大切なことは、時間的な展望を持つこと。

⑤点検・評価に基づく取り組みの改善・更新

- ＰＤＣＡサイクルを回すことが重要。

第４章　いじめ（p120）

留意点（平成 25 年の法施行以降の重点的な取組として）

①　各学校の「いじめ防止基本方針」の具体的展開に向けた見直しと共有

②　学校内外の連携を基盤に実効的に機能する学校いじめ対策組織の構築

③　事案発生後の困難課題対応的生徒指導から、全ての児童生徒を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導へのシフト

④　いじめを生まない環境づくりと児童生徒がいじめをしない態度や能力を身に付けるような働きかけを行うこと

4.1　いじめ防止対策推進法等

4.1.1　法の成立までの経緯（p120）

文科省のＨＰから

1．滋賀県大津市で中学生2年生の男子生徒が自殺した事案の経緯

○ 平成23年10月、滋賀県大津市立の中学校に通う2年生男子生徒が自殺。
　これを受けたアンケート調査の結果等を踏まえ、11月、「自殺との因果関係は不明であるが、いじめがあった」との見解を公表する一方、一部のいじめの内容については、非公表とした。

○ 平成24年2月、遺族は大津市といじめ加害者の保護者に対して民事訴訟を提訴。

○ 本年7月4日の新聞各紙において、昨年11月の記者会見では公表されなかった、いじめの具体的な内容等に関する報道がなされる。

○ 本年7月11日、滋賀県警が当該中学校、大津市教育委員会を捜索差押。

○ 大津市は、本件に関する第三者調査委員会を設置し、8月25日、第1回会議を開催。

2．いじめ問題に対する文部科学省の基本的な考え方

◆いじめは決して許されないことであるが、どの学校でもどの子どもにも起こりうるものであることを十分に認識することが必要
◆学校で子どもの兆候を見逃さず、学校現場の教員等は「未然に防ぐ」との意識のもと、しっかりとアンテナを張って、児童生徒が発するサインに対する感性を高めておくことが必要
◆市町村教育委員会は学校の設置管理者としての責任を持って、学校とともに迅速かつ適切な対応を行う必要があり、都道府県教育委員会がそれをきちんとサポートする体制を十分に機能させることが重要

今回の事案においては、
・学校において、いじめの実態把握が適切に行われていたのか
・生徒が亡くなった後の背景調査の進め方に関して、市町村教育員会と学校が迅速かつ適切に連携して対応できていたのかどうか
・背景調査において得られた情報を確認する方法は適切であったのかどうか
などの点において課題があったのではないか

【報道された内容】

2011 年（平成 23 年）10 月 11 日、滋賀県大津市内の中学生が自宅マンションから飛び降り自殺。当初、学校側はいじめの事実はなく、原因は家庭環境との見解を示した。

担任は自殺後の保護者説明会を欠席し、遺族への謝罪も行わなかった。しかし、亡くなった生徒は自殺の直前に手足を縛られ、口を粘着テープで塞がれるなど、常軌を逸したいじめを受けていた。学校は生徒にアンケートを実施したが、その結果は公表せず、いじめと自殺の関係は不明とした。しかし、そこには集団リンチや、先生もいじめを見て笑っていた、などの目撃証言が記されていた。

こうした学校と教育委員会の隠蔽体質に世間の非難が集中し始めた。泣きながらいじめを訴えたのに学校は取り合ってくれなかったこと。「苛めた側にも人権がある」として加害者生徒に聞き取り調査を行わなかったこと。そうしたことも次々に明るみに出て、批判は激しさを増していった。

こうした中で、学校側はいじめを認識していた可能性があるという方向に供述を変化させた。越直美市長は、第三者調査委員会を設立し、実態解明に向けた調査を依頼した。市長と学校・教育委員会の対立ぶりも報道されて注目を集めた。

第三者委員会は、自殺の原因はいじめであると結論づけた。しかし、加害者 3 人に十分な処罰が与えられたかは定かでない。2 人が書類送検され、1 人が児童相談所に送られたが、未成年を理由にその後の詳細は公表されていない。また

関係教育者への処罰も軽微にとどまっている。　参考：探偵による子供のいじめ調査｜（owenhcba.com）

4.1.2　法の目的といじめの定義（p121）

【いじめ防止対策推進法第 2 条（いじめの定義)】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行わるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【参考：平成 17 年度までは】

「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」

【参考：平成 18 年度～平成 25 年度まで】

「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」

【学校に義務付けられたこと】

①いじめ防止のための基本方針の策定と見直し

②いじめ防止のための実効性のある組織の構築

③未然防止・早期発見・事案対処における適切な対応を行うこと

4.1.3　国の基本方針の策定（p122）

【いじめが解消している状態とは】

①　被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3 か月が目安）継続している。

②　被害者が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する）

以上の二つの要件が満たされていること

4.1.4　いじめの重大事態（p123）

（１）いじめ重大事態調査の目的

【いじめの重大事態とは】

・いじめにより生命・心身・財産に重大な被害が生じた場合（第 28 条第 1 項 1 号）

→　生命・心身・財産重大事態

・相当の期間学校（30 日を目安）を欠席することを余儀なくされた場合（同 2 号）

→　不登校重大事態

（２）教育委員会等への報告・調査

○　学校は重大事態を認知した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

○　児童生徒、保護者から重大事態に至ったという申立てがあったときには、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

【事実関係を明確にするとは】

・　「いじめ行為が、いつ（いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に」解明すること。

（３）調査結果の報告

○　調査によって明らかになった結果は、被害児童生徒・保護者に対して適時・適切な方法で提供する。関係者の個人情報への十分な配慮は必要だが、個人情報保護を盾に説明を怠ることは避けなければならない。

【調査結果の報告ルート】

①学校(直接調査に当たった教育委員会等の附属機関)　→　②教育委員会　→　③首長

※　首長報告の後、教育委員会会議、総合教育会議に附議する（改善の方向性を検討）

※　首長が必要と認める場合は、調査結果についての調査を行うことになる。

4.2　いじめの防止等の対策のための組織と計画

4.2.1　組織の設置（p125）

（１）組織の構成

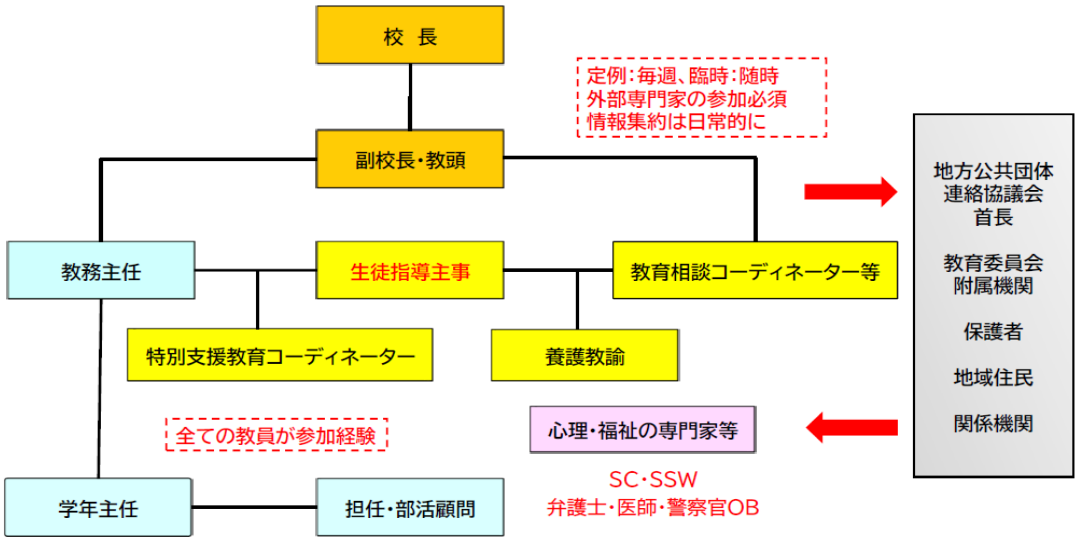

図８　学校いじめ対策組織の例

4.2.2　組織の役割（p127）

①　学校いじめ防止基本方針に基づく年間活動計画の作成・実行の中核的役割

②　いじめの相談・通報の窓口

③　緊急会議の開催、情報の迅速な共有、アンケート調査や聞き取りの実施等
④　いじめ防止基本方針の点検・検証
⑤　いじめの重大事態の調査を行う際の、調査組織の母体

4.2.3　実効的な組織体制（p127）

・　実効的な組織にするために、教職員間で情報共有が可能になるよう、アセスメントシートなどを活用して情報や対応方針の「見える化」を図ることが大切。

4.2.4　年間指導計画（p128）

【学校いじめ防止基本方針に含まれるべき内容】
①　学校はいじめ防止の観点から、児童生徒がどのような態度や能力を身に付けるように働きかけていくのか。
②　個々の教職員は、自分が何をすべきなのか。
③　保護者や地域の人々、関係機関は、どのように協力すればよいのか。
以上のことが分かる内容が含まれるものでなければならない。
※　ホームページに公表した内容を毎年振り返り、見直していくことが求められる。

4.3　いじめに関する生徒指導の重層的支援構造

4.3.1　いじめ防止につながる発達支持的生徒指導（p130）

①　「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりをめざす
②　児童生徒間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする

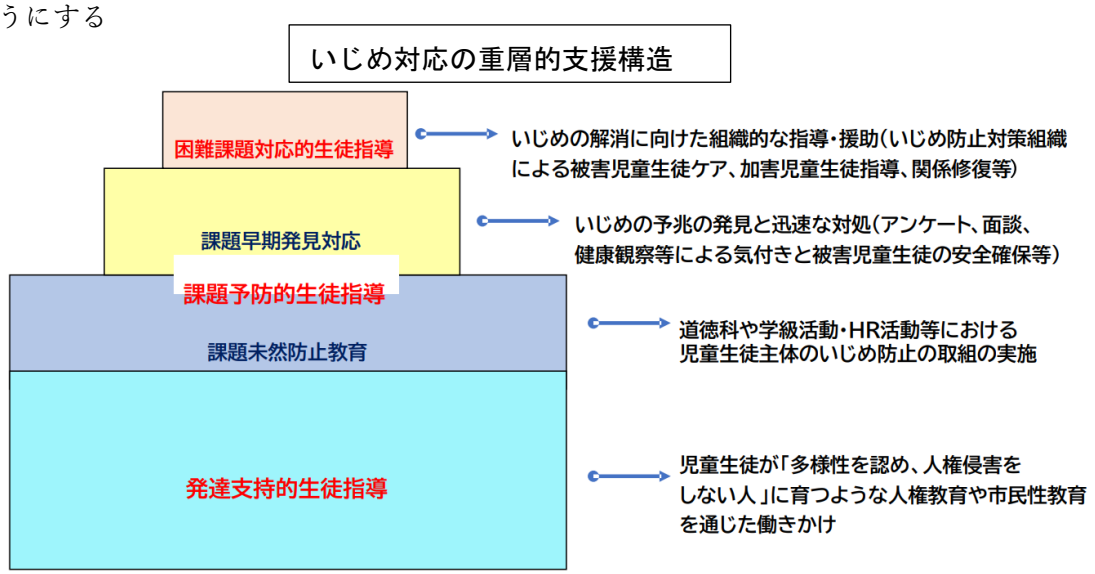

③　「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む
④　「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す

4.3.2　いじめ未然防止教育（p132）

（１）いじめる心理から考える未然防止教育の取組

【いじめの衝動を発生させる原因】

①　心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）

②　集団内の異質なものへの嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れたものに対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）

③　ねたみや嫉妬感情

④　遊び感覚やふざけ意識

⑤　金銭などを得たいという意識

⑥　被害者となることへの回避感情　など

（２）いじめの構造から考える未然防止教育の方向性

・　いじめる側　↔　観衆　↔　傍観者　↔　仲裁者　↔　相談者　↔　いじめる側

（３）いじめを法律的な視点から考える未然防止教育

・　司法機関や法律の専門家との連携

4.3.3　いじめの早期発見対応（p134）

（１）いじめに気付くための組織的な取組

【主ないじめ発見ルート】

・アンケート調査　・本人からの訴え　・当該保護者からの訴え　・担任による発見

（２）いじめへの対応の原則の共通理解

①　いじめられている児童生徒の理解と傷ついた心のケア

・　「誰も助けてくれない」という無力感を取り払うこと

・　いじめに立ち向かう支援者として「必ず守る」という決意を伝えること

・　大人の思い込みで子供の心情を勝手に受け止めないこと

・　「辛さや願いを語る」ことができる安心感のある関係をつくること

②　被害者のニーズの確認

・　危機を一緒にしのいでいくという支援に基づき、安全な居場所やいじめる児童生徒や学級全体への指導に関する具体的な支援案を提示し、本人や保護者に選択させることも重要

③　いじめ加害者と被害者の関係修復

・　加害者側の児童生徒へのアセスメントと指導・援助が再発防止の鍵になる

④　いじめの解消

【いじめ解消の二条件】

１：いじめに係る行為が止んでいること

２：被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

（「いじめの防止等のための基本的な方針」文部科学大臣決定 H25.10.11（H29.3.14 最終決定））

4.3.4　重大事態に発展させないための困難課題対応的生徒指導の実際（p137）

【いじめの問題が複雑化し、対応が難しくなりがちなケース】

①周りからは仲が良いとみられるグループ内でのいじめ

②閉鎖的な部活動内でのいじめ

③被害と加害が錯綜しているケース

④教職員等が、被害児童生徒側にも問題があるとみてしまうケース

⑤いじめが起きた学級が学級崩壊的状態にある場合

⑥いじめが集団化し孤立状況にある（と被害児童生徒がとらえている場合も含む）ケース

⑦学校として特に配慮が必要な児童生徒が関わるケース

→　発達障害を含む障害　海外からの帰国　性同一性障害や性的指向・性自認に係る　被災した児童生徒等

⑧学校と関係する児童生徒の保護者との間に不信感が生まれてしまったケース

4.4　関係機関等との連携体制

4.4.1　関係者の連携・協働によるいじめ対応（p138）

【いじめ対応において教育委員会に求められる役割】

①　各学校のいじめ状況を把握した上で、得られたﾃﾞｰﾀに基づいて的確な支援を行う。

②　法や国及び地方地自体のいじめ防止基本方針の教職員への周知を図り、いじめに関する教職員の意識改革を促す。

③　いじめに関する保護者の認識を高めるために、子供の人間関係や発達に関する理解を深める普及啓発の取組を行ったり、地方自治体のホームページ等でいじめ防止に関連した家庭向けの情報を積極的に発信したりする。

④　重大事態が発生した際の第三者委員会の設置と事務局としての活動、警察との連携や地方公共団体との橋渡しなどの役割を担う。

4.4.2　保護者・地域の人々との連携（p139）

（１）保護者との連携

・　被害者の保護者はもとより加害者の保護者との連携を図ることが、いじめの解消と再発防止において重要

（２）地域の人々との連携

第 10 章　不登校（p221）

・　不登校児童生徒への支援は「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指すことが求められる。

10.1　不登校に関する関連法規・基本方針

10.1.1　不登校に関する基本指針の変遷（p221）

【不登校の定義】

「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者をのぞいたもの」

【登校刺激を待っていてはいけないケース】

・いじめから不登校になったケース
・不登校の背景に虐待が隠れているケース
・発達障害から生じる二次的な問題に起因するケース

10.1.2　教育機会確保法（p222）

【「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」H28】

（基本理念）

第三条　教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一　全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。

二　不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。

三　不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。

四　義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわりなく、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。

五　国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

【学校外の施設において、そこでの学びを指導要録上の出席扱いとする要件】

①　保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること

② 民間施設における相談・指導が適切であるかどうかは、「民間施設についてのガイドライン」を参考に校長が教育委員会と連携して判断すること

③ 当該施設に通所又は入所して、相談・指導を受けること

④ 学習成果を評価に反映する場合には、当該施設における学習内容等が教育課程に照らし適切であると判断できること

10.1.3 不登校児童生徒への支援の方向性（p224）

10.1.4 支援の目標(p224)

【目　標】

将来、児童生徒が精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるような、社会的自立を果たすこと。

【不登校で苦しんでいる児童生徒への支援の第一歩】

・ 将来の社会的自立に向けて、現在の生活の中で、「傷ついた自己肯定感を回復する」「コミュニケーション力やソーシャルスキルを身に付ける」「人に上手に SOS を出せる」ようになることを身近で支えることに他ならない。

10.2 不登校対応に求められる学校の組織体制と計画

10.2.1 教育相談体制の充実（p226）

・ 必要に応じて SC や SSW も加えた多職種によるネットワークを構築し、教育相談体制が組織的に機能するようにすることが求められる。

10.2.2 教育相談を支える教職員の連携・協働（p227）

【学級・ホームルーム担任を支え、協力して不登校児童性を支援する教職員】

① 養護教諭：心身両面から児童生徒の健康にかかわることができる。

② 教育相談コーディネーター：教職員という立場で即時的なニーズにも対応可能。

③ 特別支援教育コーディネーター：発達障害等の特別な支援を必要とする児童生徒への支援

④ ＳＣ：心理的な要因が大きいケースについて、児童生徒への心のケアや教職員、保護者への助言・援助を行う

⑤ SSW：福祉的な要因が見え隠れする場合に連携が必要。

10.2.3 校種を越えての情報連携（p228）

・ 横の連携と共に縦の連携も当然重要である。

10.3　不登校に関する生徒指導の重層的な支援構造

【不登校対応の重層的支援構造】

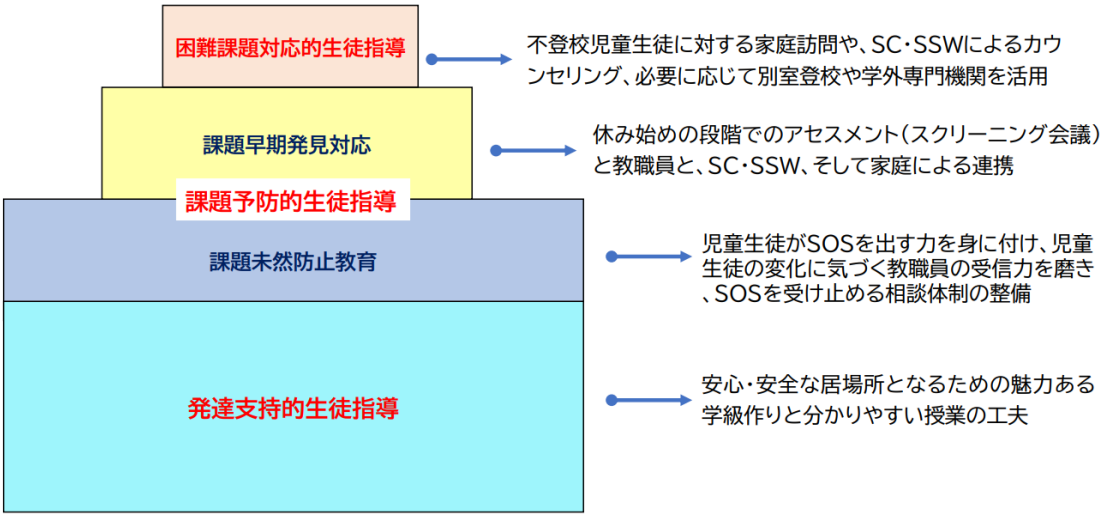

10.3.1　不登校対策につながる発達支持的生徒指導（p228）

（１）魅力ある学校づくり・学級づくり

・　全ての児童生徒にとって、学校、とりわけ所属する学級・ホームルームが安全・安心な居場所となるような取組を行うことが重要。

（２）学習状況等に応じた指導・配慮

・　不登校の原因として、学業の不振がその一つとなっている場合がある。

・　児童生徒一人一人の学習状況等を把握した上での「指導の個別化」や児童生徒の興味・関心に応じた「学習の個性化」を目指して、個別最適な学びを実現できるような指導の工夫をすることが大切。

10.3.2　不登校対策としての課題未然防止教育（p230）

（１）SOS を出すことの大切さ

（２）教職員の相談力向上のための取組

・　教員と SC・SSW による相互コンサルテーションが支援の幅を広げる効果を期待できる。

【コンサルテーションとは】

異なる専門性や役割を持つ者同士が、各々の専門性や役割に基づき、児童生徒の状況について検討し、今後の援助方針等について話し合う会議

【相互コンサルテーションとは】

コンサルタント（コンサルテーションを行う人）とコンサルティ（受ける人）の援助関係が一方向ではなく、双方向であることを強調した考え方。

10.3.3　不登校対策における課題早期発見対応（p231）

（１）教職員の受信力と共有する空気

・　毎日見ているという強みを生かして、「ちょっとした変化」「小さな成長」に気付く

（２）保健室・相談室との連携

・　適切に情報共有することで、心身に不調のある児童生徒を早期に把握し、継続的に休み始める前に関わることが可能になる。

（３）保護者との日頃からの関係づくり

・　保護者を元気づけ、心理的に安定させることが、児童生徒への有効な支援につながることも少なくない。

10.3.4　不登校児童生徒支援としての困難課題対応的生徒指導（p234）

（１）ケース会議による具体的な対応の決定

・　チームにおける多面的なアセスメントにおいて、児童生徒理解に終わるのではなく、次の一歩となる具体的な支援方法まで検討することが肝要。

（２）校内における支援

・　別室で安心して過ごせるよう教職員の配置や学習機会の整備を組織的に行う。

（３）家庭訪問の実施

・　常にその意図・目的、方法及び成果を検証し、適切な家庭訪問を行う必要がある

（４）学外の関係機関との連携

・　多職種の専門家や関係機関との連携により、支援者の負担を分担することで支援の質を高める。つまり、校外の関係機関等との連携により、教職員は当該児童生徒への関わりの密度を高めることが可能になる。

（５）家庭や保護者を支える

・　保護者に対する個別面談で、丁寧に保護者の不安や心配事を聞き取ることが児童生徒への関わりを見直す契機となる場合もある。

（６）校種を越えた移行期における支援の大切さ

・　移行期においては、情報の引継ぎを重視するとともに、それがレッテル貼りにならないように、柔軟な見守りの姿勢ととることも必要。

（７）ICT を活用した支援

【ICT を活用した学習を行った場合に指導要録上の出席扱いとできる要件】

①保護者と学校の間に十分な連携・協力関係が保たれていること

②ICT や郵送・FAX 等を活用して提供される学習であること

③訪問による対面指導が適切に行われていること

④当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的なプログラムであること

⑤校長は、対面指導や学習指導の状況等を十分に把握すること

⑥基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間姿勢において相談・指導が受けら

れない場合に行う学習活動であること

⑦学習成果を評価に反映する場合には、学習内容等がその学校の教育課程に照らして適切であると判断できること

※出席扱いにするにはかなりハードルが高い！

（８）多様な自立の在り方に向けての進路支援

【多様な選択肢】

・多部制の定時制高校　　・通信制高校　　・高等専修学校

10.4　関係機関との連携

10.4.1　関係機関の役割（p238）

〇教育支援センター：地域での不登校児童生徒の支援の中核となることが期待。

〇フリースクール：指導要録上の出席扱いとなるケースもある。

〇児童相談所：虐待や貧困、保護者の精神的な病気がある場合等。

〇少年サポートセンター：非行や暴力などを伴うケース。　　※夜間中学にも注目

10.4.2　学校と関係機関の連携における留意点（p238）

・　関係機関と連携する際には、虐待が疑われるケースを除き、本人だけでなく、保護者の理解が必要になる。そのためには、当該関係機関がなぜこの児童生徒に必要であるかの丁寧な説明が必要になる。

春日市立春日南中学校

令和５・６・７年度福岡県重点課題研究指定・委嘱事業

研究推進計画＜第１次案＞

春日南中学校キャラクター
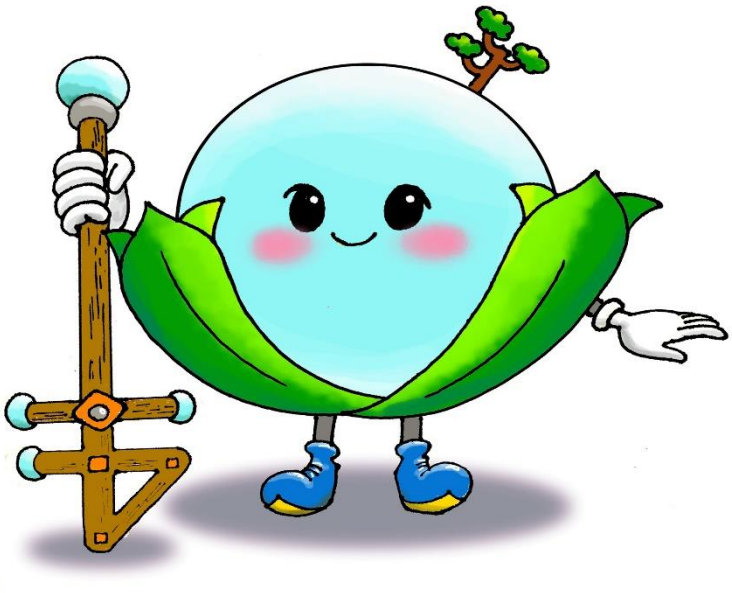
みなみん